

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [男女共同参画](#) | [ポジティブアクションとは](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[社会保障](#)
[労使トラブル法律相談Q&A](#)
[労働関係法](#)
[経営全般](#)
[人間関係とコミュニケーション](#)
[ライフプラン](#)
[男女共同参画](#)
[公務員関係法](#)
[日朝の歴史](#)
[7つの習慣](#)
[中東の歴史](#)
[ボランティア活動](#)
[環境活動](#)
[社会貢献活動](#)
[自己啓発](#)
[生涯学習](#)
[外交・防衛問題](#)
[資本論](#)

### ポジティブアクションとは

ポジティブ・アクションとは

男女共同参画基本法第2条では、「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」を「自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するための必要な範囲において、男女いづれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」と定義しています。また、内閣府男女共同参画局が開催したポジティブ・アクション研究会からは、「男女間の役割についての固定的性別役割分担意識、偏見等及び過去の差別や経緯に起因して生じた男女のおかれた社会的状況の格差を解消し、実質的な機会の平等を担保するためには、単に法律等での男女差別を禁止だけでは困難であり、より積極的な取組であるポジティブ・アクションをすすめる必要がある」と報告されています。

このポジティブ・アクションを推進するにあたっては、様々な場面において男女共同参画意識を高めていく必要があります。学校において男女平等教育を推進する、地域や社会において男性と女性の視点を取り入れた活動を行うといった性別役割分担意識をなくすとりくみ、女性の意思決定機関への参画推進等をすすめ、男女がともにそのよさを発揮して活躍できる意識改革と環境整備をしていく必要があります。

また、男女雇用機会均等法第9条では、女性労働者に係る措置として、ポジティブ・アクションを「事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない」と規定しています。企業においては、組織のトップ層・管理職による意識改革と積極的な取組、女性の能力発揮に対する支援、ワーク・ライフ・バランスの実現等をすすめ、男女の格差是正、男女間賃金格差の解消、雇用体系の見直し、「M字カーブ問題」の解消にむけた女性の就業支援や再就職に対する支援等への取組が必要です。ポジティブ・アクションをすすめることは、周囲へ良い刺激を与え、男女のモチベーションアップ、労働意欲と生産性の向上、多様な人材の働きによる新しい価値の創造といった効果を生み出し、仕事や取組の質や幅が広がります。

※ 静岡県男女共同参画基本計画「ハーモニックしずおか2010」では、次のように積極的改善措置（ポジティブアクション）を位置付けています。

基本的施策3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

○ 積極的格差改善措置（ポジティブ・アクション）の普及

- ・ あらゆる分野における方針決定過程への男女共同参画を推進するため、民間企業や団体等に対してポジティブ・アクションの啓発を進めるとともに、その取組を支援します。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>> [一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.